



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年9月14日(火) 第9935号

目次

	ページ
告 示	
○定例県議会の招集(財政課)	2
○電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路管理課)	2
公 告	
○土地改良区の定款変更認可(農村整備課)	2

■ 告 示

◎群馬県告示第247号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条及び第102条の規定により、令和3年9月21日、定例県議会を前橋市に招集する。

令和3年9月14日

群馬県知事 山本 一 太

◎群馬県告示第248号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和3年9月14日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間
県道	前橋赤城線	前橋市若宮町四丁目504番の21地先から同市上細井町1929番の1地先までの上下線

■ 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により笹川沿岸土地改良区の定款の変更を令和3年9月6日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年9月14日

群馬県知事 山本 一 太